

## 税・国保

### 事業を営まれている皆さんへ 償却資産申告書を 提出してください

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものをいいます。

- ① 構築物(建物附属設備を含む) 門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など
- ② 機械および装置 旋盤、ボール盤、フライス盤など
- ③ 船舶 ボート、漁船など
- ④ 航空機 セスナ、ヘリコプターなど
- ⑤ 車両および運搬具 手押し車、動力運搬車など(自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除きます)

◎ 工具・器具および備品 工具類、計算機、レジスター、机いす、など

これらの資産をお持ちの方は、平成19年1月1日現在の資産所有状況を1月31日(水)までに申告してください。

なお、平成19年度償却資産申告書を、以前から申告をされている方には送付しますが、平成18年中に新しく事業をはじめた方や申告書が届かなかった方は、市役所税務グループへ連絡してください。

#### 提出・問合せ先

税務グループ  
☎ 52-11111 (内線258・244)

### 国民健康保険税 第6期の納期限は 12月25日(月)です

国民健康保険税(国保税)は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。納期限内に

納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。必ず納期限内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関に向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

口座振替の申込用紙は、市内の金融機関、郵便局または市役所の窓口にあります。

また、第3期の納税通知書に申込用紙を同封しましたので、ご利用ください。

なお、口座振替をご利用の方は、残高を確認してください。

#### 問合せ先

困市民窓口グループ  
☎ 52-11111 (内線216・219)



## スポーツ

### グラウンド・テニスコート 2・3月分の 利用計画を 受け付けます

#### ◆ 利用計画受付期間

1月4日(木)～11日(木)

#### 申込方法

- ・ 南テニスコートを除く各グラウンド・テニスコート：体育センターにある所定の用紙に記入し、提出してください。
- ・ 南テニスコート：勤労青少年ホームにある所定の用紙に記入し、提出してください。

調整結果発表 競合した日程は事務局で調整し、1月22日(月)午前9時に体育センターで、南テニスコートは勤労青少年ホームで発表します。

ナイター利用 五反田・五反田第2グラウンド、南テニスコートは午後10時までナイター利用できますが、碧海・流作グラウンド、碧海テニスコートのナイター利用はできません。

また、五反田グラウンドは、原則としてサッカー利用を優先します。

#### 申込・問合せ先

- ・ 体育センター  
☎ 52-3415
- ・ 勤労青少年ホーム  
☎ 52-4017

